

幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 令和3年7月30日（金） 13時30分～14時30分
- 2 場 所 幕別町民会館 2階講堂
- 3 出席者 （委員）矢野義則、上田敏也、樋渡敦、杉山月水、下山一志、
菊池勇二、岩野英法、池田明子、千葉美由紀、相馬勝彦
（13名中10名出席）
（事務局）細澤住民福祉部長、寺田防災環境課長、草野地域環境係
長、古市主査、亀田地域振興課長
- 欠席者 （委員）森 徹、沼口信昭、坂本浩美
（13名中3名欠席）
- 4 審議内容 下記のとおり

13:30

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
只今より、令和3年度第1回幕別町廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。
最初に、報告事項がございます。沼口委員、坂本委員、森委員からは、欠席される旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。
それでは、開会にあたりまして、町長からご挨拶を申し上げます。

町 長 【町長挨拶】

【委嘱状交付】

課 長 それではここで、令和3年5月20日付で幕別町商工会推薦委員のお三方が変更となりましたので、廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱状の交付を行いたいと思います。上田委員と樋渡委員よろしく願いいたします。
それでは私の方からお一人ずつ名前をお呼びしますので、その場でご起立いただければと思います。

町長委嘱状交付

課 長 続きまして、本日第1回目の会議となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。時計回りで進めさせていただきたいと思いますので、上田さんから自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

課長 続きまして、審議会の事務を担当します職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

【会長・副会長の選任】

課長 続きまして、次第の2、会長の選任に移らせていただきます。会長が選任されるまでの間は、町長が議長を務めます。

町長 それでは、会長が決まるまでの間、議長役を務めさせていただきます。次第の2、会長の選任を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局(草野) お手元にお配りしてあります幕別町廃棄物減量審議会構成名簿の裏面をご覧ください。

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)によりまして、廃棄物減量等推進審議会が第7条に規定されております。ここでは、審議会の設置目的などを規定しております。

次に、その下の幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(抜粋)第3条において、会長及び副会長は、委員の互選により各1名を置くということになっておりますので、皆様方の互選によって決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長 ただいま説明がありましたように、会長及び副会長は、委員の互選により選任されることとなります。会長の選任につきまして、どのような方法で行うかお諮りいたします。

下山委員 指名推薦でよろしいと思います。

町長 指名推薦ではどの意見がありましたか他にありませんか。

(「異議なし」の声あり)

町長 それでは異議がありませんので、指名推薦とさせていただきます。それでは、どなたか指名推薦をお願いいたします。

下山委員 矢野さんをお願いしたいと思います。

町 長 矢野さんの推薦がございましたが、他にありませんか。

(「なし」の声あり)

町 長 それでは、会長に矢野委員を決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

町 長 それでは、会長に矢野義則委員を決定いたしました。

ここからは、矢野会長の進行で次第3の副会長の選任から進めさせていただきますので、矢野会長よろしくお願ひします。

矢野会長 ただいま会長ということで指名を受けました。皆さんの活発なご意見で審議を進めていきたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。以降は、座ったままで進行させていただきます。

それでは、議案に基づきまして、副会長を選任したいと思ひますが、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

下山委員 会長の指名でよろしいと思ひます。

矢野会長 私の指名で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

矢野会長 それでは、私の方で指名をさせていただきます。長年、公募枠で経験されております池田明子（いけだあきこ）さんを指名したいと思ひますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

矢野会長 それでは異議がありませんので、池田明子（いけだあきこ）さんを副会長に決定いたしました。

【諮問書】

課 長 議事に先立ちまして、町長から会長に諮問書をお渡しします。
恐れ入りますが会長は前の方をお願い致します。

町 長 (別紙諮問書を読み上げ会長に手渡す。)

課 長 どうぞお戻りください。
ここで、町長におかれましては別の公務がありますので退席致します。

【議事】

矢野会長 それでは、時間も限られておりますことから、さっそく議事を進めさせていただきます。

次第の4、報告事項に入ります。報告第1号について事務局から説明いたします。

事務局(草野) はじめに、本日の資料の確認をお願いします。

1. 議案
2. 幕別町廃棄物減量等推進審議会構成
3. 資料1 ごみ排出量の推移について
4. 資料2 幕別町第2期ごみ処理基本計画の改定内容
5. 資料3 忠類地域令和4年度以降のごみ排出内訳について
6. 資料4 新旧対照表
7. 資料5 当初基本計画に基づいた計画値
8. 資料6 令和4年度以降忠類地域の排出比率を変更した目標値
9. 幕別町第2期ごみ処理基本計画〈改訂版〉(素案)

資料の足りない方いらっしゃいますでしょうか？

それでは、報告第1号 第2期ごみ処理基本計画の実績及び中間検証についてご説明いたします

議案書の1ページをお開き願います。

幕別町第2期ごみ処理基本計画について令和2年度までの実績と検証についてご説明いたします。

始めに資料1をご覧ください。第2期計画の平成30年度から令和2年度分までの排出量等の詳細について、上段から幕別地域・忠類地域・幕別町全体と分けてまとめてございます。

表の上段の幕別地域にてご説明します。

まず、区分としましては、左端の欄に「計画収集ごみ発生量」と縦書きされている欄が、家庭から「ごみステーション」に出されるごみでございます。

1 計画収集ごみ量が、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの年間の排出量の合計で、2の集団資源回収が公区等で実施されている資源ごみの排出量、1と2を合計したものを、3計画収集ごみの発生量の合計としており、この数字が家庭から排出されるごみの総量となります。

次に直接搬入ごみ量の欄ですが、事業者や個人で「くりりんセンター」へ自ら搬入又は許可業者に委託して「くりりんセンター」へ搬入しているものを4直接搬入ごみ量としております。

各数値の下に※^{げんたんい}原単位とありますが、これは、1日1人当りのごみ発生量を示すもので、それぞれのごみの排出量を、最上段に記載している、計画収集人口、いわゆる幕別町の人口で割り、グラム単位で示すものであります。

ごみの減量化について検証を行う際、人口の増減によりごみの総排出量も変化してしまうため、以降、この原単位にて比較を行います。

幕別地域の最下段にあります、※資源リサイクル率とありますのは、Aの計画収集の資源ごみと、Cの集団資源回収の資源ごみの量を、Dの全体のごみの量で割り、資源リサイクル率を出しているものであります。

以上、抜粋しましたものを、議案書1ページにまとめております。

議案書1ページにお戻りください

(1) 計画収集ごみ(家庭からごみステーションに出されるごみ)についてご説明します。ここでは集団資源回収も含んだ数値となっています。

表をご覧ください。

平成18～29年度までが第1期計画、平成30～令和7年度までが第2期計画です。

表にあります、全体計画とは、その年度の幕別町全体の目標とする原単位で、全体実績はそれぞれの年度の原単位の実績値。以下幕別地域の実績原単位、忠類地域の実績原単位となっております。差は全体計画と全体実績の差です。

地域ごとの目標値については、省略しております。

次にグラフをご覧ください。

計画収集ごみでは、赤線の折れ線グラフが全体の実績です。第2期計画初年度である平成30年度において、黒線の折れ線グラフの目標値に近づきましたが、令和元年度で微増、令和2年度においても増加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年2月28日に北海道に出されました緊急事態宣言以降、外出抑制に伴う巣籠り需要による家庭系ごみ排出の増加の影響と考えます。

緑色の折れ線グラフの幕別地域は、ほぼ全体実績の赤線と同じ動きをしています。これは町全体のごみの排出量に占める幕別地域のごみの割合が、約94%であるため、幕別地域の実績がほぼ町全体の実績になることがお解り頂けると思います。

次に、紫色の折れ線グラフの忠類地域は、幕別地域と分別区分の違いもあるため、一概に比較できませんが、平成30年度以降、幕別地域と同じように増加傾向にあります。

2ページをお開きください。

(2) 直接搬入ごみの推移ですが、直接搬入ごみとは、個人が処分場に直接搬入するごみや、事業所等が許可業者に委託し出すごみでございます。

グラフをご覧ください。こちらの実績については全体的に、第1期計画から増加傾向にあります。令和2年度において赤色の町全体と緑色の幕別地区では減少していますが、これも新型コロナウイルス対策による事業所や飲食店の休業や時短要請による事業系ごみの減量の影響と考えられます。

しかしながら、紫色の忠類地域は令和2年度の増加が大きくなっているのがお分り頂けると思います。これは南十勝複合事務組合が直接搬入ごみを無料で受入れしていることによる、家庭系・事業系の自己搬入の増加が原因と考えられます。

3ページをご覧ください。

(3) ごみ総排出量は幕別町全域のごみの総量です。平成28年度から目標値に向かい減少しておりますが、平成30年以降停滞気味となっております。

令和2年度においては、計画収集ごみが増加した一方、直接搬入の減少があったため、総排出量は前年より、わずかに減少しております。

なお忠類地域の令和2年度の増加は、直接搬入ごみの増加の影響です。

4ページをお開きください。

(4) リサイクル率についてですが、第2期計画初年度においては、町全体で目標値を達成しておりましたが、その後減少傾向にあります。

忠類地域の実績は、リサイクル率が幕別地域に比べ低くなっておりますが、これは、現在の忠類地域の搬出先である南十勝と幕別地域の搬出先となる十勝圏の分別区分の違い等（紙製容器包装の分別がないこと、不燃ごみにプラ製容器包装の割合が高いこと）による影響によるものと考えられます。

第2期計画の実績については、新型コロナウイルスによる特殊要因による影響もあるため、設定した目標値と単純に比較できない状況でもありますが、循環型社会形成のための3R推進や、事業系ごみの処理実態の把握と減量化の推進などを通じごみの減量を進めて行くことが課題と考えます。

5ページをご覧ください。

2. 第2期ごみ処理基本計画中における主な発生抑制や資源化対策について主なものについてご説明します。

3段目の、資源回収実践地区交付金は、令和2年度実績で75団体から、689.5tを回収し、交付金3,444,300円交付しております。

これは、前年度より75tの減となっております。

4段目の、集団資源回収事業者には令和2年度まで予算案分方式で協力交付金を支払っておりましたが、令和3年度より1kg=4円と算定基礎を明確に致しました。

6段目の、ノーレジ袋運動の推進については、令和2年度12月よりレジ袋代用ごみ袋「ぱお袋」の導入を実施しております。

7段目の、小型電子・電気機器の回収は、令和3年4月より、対象品目を特定対象16品目に変更し継続実施しております。

10段目の、ごみの適正排出については、本年度ごみ分別冊子をリニューアルし令和4年度版として配布予定です。

6ページをご覧ください。3基本方針の取り組みについてであります。項目ごとの実施状況については、右欄に記号で記してございます。

はじめに基本方針1、ごみ処理の適正化による循環型社会の形成についてですが、循環型社会の形成のための3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進のため、広報・ホームページ等で啓発・周知活動を行ってまいりました。

今後は児童生徒にも循環型社会の教育の推進を図り、次世代の育成を行って参りたいと考えます。

小型電子・電気機器回収については、令和3年度より処分費用が発生することとなったため、再資源化しやすい国が指定する特定対象16品目に変更し実施を継続しております。

公共施設においては、個人排出ごみの持ち帰り運動を実施し削減に向け

啓発を行うとともに、学校給食センターの調理残渣や食べ残し残渣を令和4年度から、家畜飼料として再生利用を図っております。

令和3年度には、ごみ分別冊子リニューアル事業を実施し、幕別町全世帯に令和4年度版ごみ分別冊子の配布を予定しています。

事業系ごみの減量化に向け他市町村の対策事例を調査し、今後の減量化の推進を図って参ります。

続きまして中段の基本方針2、不法投棄の防止についてですが、不法投棄は警察と連携を図り、不法投棄者の特定に至った事例もございました。

今後も地域や警察と連携を図り、不法投棄をしにくい環境づくりを目指して参りたいと考えます。

全町一斉クリーン作戦は、令和2年度春は新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止としましたが、秋には十分な対策を講じて実施する事ができました。

近年参加者の固定化が課題となっております。

今後は、公区や団体で行っているごみ拾いの同時期開催などを検討し、町を挙げてクリーン作戦に取り組む重点期間と位置付けていきたいと思いません。

公区・学校・企業が行うボランティア清掃については、複数の団体にて実施いただいております。直近では7月16日に清陵高校が地域と併に行うボランティア活動として、悠湯館前の町道のゴミ拾いを昭和公区の協力を頂き実施されたところであります。

7ページをご覧ください。基本方針3環境にやさしいごみ処理の推進についてですが、飛散防止ネット・ごみサークルは、協働のまちづくり支援事業の公区環境美化事業の一環として実施されており、令和2年度で42件の申請がありました。

1セットあたり負担額の半額（限度額2,500円）について助成を行っております。今後とも公区で活用されるよう周知して参りたいと思いません。ごみ収集サポート事業は、現在35名が対象となっております。

新中間処理施設のあり方についての検討は、令和2年度十勝圏複合事務組合による住民説明会が行われ、令和9年度の供用開始に向け準備が進められています。

引き続き新中間施設検討会議において、環境に配慮した施設整備について検討を行ってまいります。

ダンボールコンポストについては、生ごみ削減には有効である一方、設

置場所や管理上の問題、近年野生動物による被害等の問題などにより普及が滞っているところです。

引き続き管内市町村と、有効な生ごみの減量化について検討を進めてまいりたいと考えます。

ノーレジ袋については、令和2年12月に指定ごみ袋としても使える 代用レジ袋「ぱお袋」を作成し、販売を開始しました。

現在5店舗が協力店として登録いただいております。今後、マイバックの利用促進に加え代用レジ袋の周知と協力店の拡大に努めてまいりたいと考えます。

その他の取り組みについてですが、災害廃棄物の処理対策については、一時保管場所・広域連携について、現在災害廃棄物処理計画の作成を予定しています。

在宅医療ごみは、現在個別相談により対応していますが、令和3年度作成予定のごみ分別冊子に、排出についての案内を掲載予定です。

項目で、実施状況が実施となっているものについては、今後も継続して行い、一部実施、未実施の項目については、実施に向け今後検討してまいりたいと考えます。

新型コロナウイルスにより変化したライフスタイルが、今後どうなっていくのか予測が難しい状況ではありますが、基本目標である「自然との調和で快適な住まい」実現のため、3つの基本方針に基づき、ごみの減量に取り組んで参りたいと考えます。

以上で、報告第1号幕別町第2期ごみ処理基本計画の実績及び検証についての説明を終わります。

矢野会長 ただいま、事務局から説明がありました。これに関して皆さんからご質問等はございますか。

杉山委員 7ページのごみ収集サポート事業について、もう少し詳しく教えてください。

矢野会長 事務局

事務局(草野) ごみ処理基本計画〈改訂版〉(素案)の9ページ下段に注意書きがありますが、世帯の構成員全員が「要介護支援者」、「要介護認定者」、「障

がいの程度が1級又は2級であり肢体不自由若しくは視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている者」、「障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」、「障がいの程度が重度の療育手帳の交付を受けている者」又は「居宅介護又は重度訪問介護に係る介護給付費の支給の決定を受けている者」等に該当し、自ら家庭ごみを収集場所まで運搬することが難しい世帯を対象に家庭ごみ（大型ごみを除く）を戸別収集する事業です。

矢野会長

よろしいですか

続きまして、次第の5、議事に入りますが、今回諮問頂いた事項について、慎重に審議をしてみたいと考えておりますので、本日の会議では諮問事項の説明と質疑までとし、意見をまとめるのは次回の会議としたいと思いますがいかがでしょうか？

それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局(草野)

議案第1号 幕別町第2期ごみ処理基本計画の改定について

議案書8ページをお開きください

幕別町第2期ごみ処理基本計画の改定についてご説明します。

1番目の、目標年度の延伸と目標値の設定については、現在の目標年度である令和7年度から令和8年度に延伸いたします。

ここで、資料2をご覧ください。

現計画は、平成30年度を初年度とし、十勝圏複合事務組合（以下、「十勝圏」という。）の新中間処理施設の供用開始予定前年度を目標年度としていましたが、新中間処理施設の供用開始年度が1年延伸される見込みとなったことから、本計画の目標年度を令和8年に延伸するものです。

折れ線グラフが中段と下段にあります。中段のグラフが（1）家庭系ごみ（計画収集ごみ）で下段の折れ線グラフが、直接搬入ごみを含む幕別町全域のごみとなります。

（1）の家庭系ごみのグラフをご覧ください。実線が実績、破線が計画です。

先ほど、報告第1号でご説明しました通り、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で家庭系ごみ排出量は増加しておりますが、（2）の総排出量のグラフでは、概ね計画推計値に向かい減少傾向が伺えます。

このため、現目標値の変更は行わず、同一の減少率で令和8年度の目標値を設定することといたしました。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの種類区分ごとに算定したものが、資料5の表になります。当初基本計画に基づいた計画値をそのまま令和8年に延伸したものです。上から幕別地域、忠類地域、全地域となっています。

次に、令和8年度の目標値の設定方法ですが、令和7年度までの目標総排出量の変更は行わず、同一の傾斜減少率で令和8年度の目標値を設定いたしました。

次に資料2に戻りまして、裏面をご覧ください。

2番目の、忠類地域のごみの種類別排出量目標値の変更についてご説明いたします

令和4年4月1日から、忠類地域のごみ処理が十勝圏で共同処理することに伴い、ごみの分別区分が変更となるため、ごみの種類別発生量に変化が生じてくると推測されます。

このため、忠類地域のごみの種類別発生量内訳の目標値を変更することが適当であると考えました。

(1) 南十勝の直接搬入ごみの受入料金が無料による影響（家庭系及び事業系）についてですが、現在、忠類地域では、計画収集ごみ（家庭系ごみ）を、指定ごみ袋によるごみ処理手数料の納付をしていますが、直接搬入ごみは家庭系ごみ、事業系ごみとも無料となっています。

直接搬入することにより無料で処理できるため、計画収集ごみに比べ直接搬入ごみの割合が高くなっています。

十勝圏に処理施設が変更することに伴い、処理が有料となるため、直接搬入ごみの割合が低下することが想定されます。

このため、忠類地域の目標値の設定方法は、幕別地域の家庭系ごみの総量に占める直接搬入の割合から、忠類地域の家庭ごみの計画収集量と直接搬入量を設定することとしました。

(2) 分別の徹底による資源化率の向上

現在の忠類地域の資源化率は幕別地域38%（H28基準年度）に比べ、忠類地域では19%と資源化率が低くなっています。これは、

①紙製容器包装の分別がない（雑紙類に促している）

②不燃ごみに含まれるプラ製容器包装の割合が高い

等の要因が考えられます。

同一の処理施設に変更となることにより、資源ごみの分別方法が幕別地域と統一されることから、幕別地域と同様の資源化率を目指す目標とするものです。

目標値設定方法ですが、幕別地域の家庭系ごみの総量に占める資源ごみの割合から、忠類地域の資源ごみ量を設定します。

(3) ごみ排出内訳方法について

実際の算定方法についてご説明します。資料3 忠類地域の令和4年度以降のごみ排出量の目標について、をご覧ください。

1. 令和4年度以降の忠類地域ごみ排出内訳について

幕別地域と忠類地域について、直近排出実績によるごみの排出比率を比較しました。なお、令和元年度・2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるため、平成29年度・30年度の実績値を使用しております。

1) 計画収集と直接搬入ごみの比率です。

表をご覧ください。

幕別地域の家庭ごみにおける計画収集と直接搬入の平均内訳比率を右端に表示してありますが、計画収集ごみ96.2%に対し直接搬入ごみ3.8%となり、忠類地域においては、計画収集ごみ86.2%に対し直接搬入ごみ13.8%となっています。忠類地域は直接搬入率が幕別地域に比べ高い比率となっています。

南十勝で無料で処理されていた直接搬入ごみは、十勝圏では1kg=17円の処理負担金が発生すること、加えて、中間処理施設までの搬出距離が増えることなどから、今まで直接搬入で出ていたごみが計画収集ごみに出されることが予想されます。

次頁にお進みください。

2) ごみの搬出比率についてです。

幕別地域と忠類地域の排出区分平均比率は右端をご覧ください。家庭系計画収集ごみの場合、幕別地域は可燃59.4%、不燃12.2%、資源28.4%に対し、忠類地域は可燃62.6%、不燃26.5%、資源10.9%となっています。家庭系直接搬入ごみの場合は、幕別地域可燃7.5%、不燃92.5%に対し、忠類地域は可燃79.2%、不燃18.5%・資源2.3%となっています。比較しますと、忠類地域において可燃・不燃ごみの排出割合が幕別地域に比較し高く、資源ごみについては低い状況となっています。これは、先ほども申し上げました、紙製容器包装の分別がないこと、不燃ごみに含まれるプラ製容器包装の割合が高いこと等の分別区分の違いが要因と考えられます。

このため、分別区分が同一となる令和4年度以降、家庭系ごみの排出比率は幕別地域の比率と近似値になっていくと推測されます。

なお、事業系直接搬入ごみについては分別区分の変更はありませんので、忠類地域の可・不燃ごみの排出割合をそのまま使用します。

次のページをご覧ください。

3) 令和4年度以降忠類地域の排出比率の算定について

忠類地域の総排出量をベースに（令和4年度は413t）、計画収集と直接搬入を幕別地域の排出割合で導き出し、さらに幕別地域の可燃・不燃・資源の比率を乗じて算出しております。詳細は令和4年度を例に算出過程を記してございます。

ここで積算した数値を、先ほどの資料5の忠類部分と差し替え、目標値としましたものが、資料6 令和4年度以降忠類地域の排出比率を変更した目標値になります。

次に、改定計画（素案）について、資料4 新旧対照表でご説明いたします。

資料4、こちらはページ左に現計画、右に改訂版（素案）を配置しました新旧対照表となっております。

主な改定部分についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

1. 計画策定の趣旨ですが、平成30年3月の現計画策定以降、国で新たに策定された計画、法律、北海道の計画等を踏まえ、令和4年度から処理区域の拡大と共同処理施設の供用開始年次の延伸にともない、本計画の内容改定及び計画期間の延伸を行うことに対することについて、改稿を行っております。

3 ページをお開きください。下線部分に令和2年国勢調査速報値を記載しました。

令和3年6月に、速報集計が発表されました。これによると、幕別町の人口は25,778人、世帯数は11,013世帯となっており、平成17年より人口で1,090人減少、世帯数は887世帯増となっております。地域人口の内訳は令和4年12月に確定とのことですので、その際に記載の上差し替えを行いたいと考えております。

5 ページをお開きください

3 ごみ処理の流れですが、策定当時十勝圏の構成町村は9市町村でしたが、平成31年度に清水町、本別町、足寄町、陸別町が加わり、令和3年度から鹿追町新得町が加わっておりますことから現在15市町村となったこと、令和4年度忠類地域の編入について改定しております。

8 ページをお開きください。ごみ処理経費について平成30年度と令和2年度を追記しております。令和2年度で、幕別地域一人あたりの経費12,236円に対し忠類地域の一人あたりの経費は43,482円となっておりますが、これは中間処理施設の処理人口の相違と南十勝において直接搬入ごみが無料で処理されていることによる影響と考えます。

15ページをお開きください。SDGs（持続可能な開発目標）について、一般廃棄物と関連の深いゴールとターゲット（目標）について追記しました。

本計画は、番号11「住み続けられるまちづくりを」、12「つくる責任、つかう責任」、14「海の豊かさを守ろう」の達成に資するものであります。

16ページをお開きください。先ほど資料1で説明しました、本計画の1年延伸と令和4年度から忠類地域の十勝圏編入に伴う変更についての改定です。

計画期間については目標年度を令和7年度から令和8年度に変更しております。

22ページをお開きください。11ごみ処理目標についてです。

①計画収集ごみ量について（集団資源回収を除く）下段の変更内容をご覧ください。

平成30年度から令和7年度までの削減率を用いて、令和8年度の目標値を導きだすと、幕別地域では平成28年度比で10.5%減（525g→470g）となります。

同様に忠類地域では3.8%減（548g→527g）となりますが、先ほど説明しました通り、令和4年度以降の忠類地域のごみの発生量については、ごみの計画総量から、幕別地域の直接搬入比率と分別比率を用いて、それぞれの分別毎の目標値を算出しました。

この場合、忠類地域における目標年度の排出量は、平成28年度比で1.5%増（548g→556g）、幕別町全体では10.1%減（527g→474g）となります。

23ページをお開きください。

①計画収集ごみ発生量（集団資源回収量を含む）、同じく変更内容をご覧ください。

平成30年度から令和7年度までの削減率を用いて、令和8年度の目標値を導きだすと、幕別地域では平成28年度比で8.9%減（609g→555g）、忠類地域では2.5%減（602g→587g）となりますが、①と同様に導き出すと、目標年度の排出量は、幕別地域では8.9%減（609g→555g）、忠類地域では2.3%増（602g→616g）、幕別町全体では8.2%減（608g→558g）となります。

24ページをご覧ください。

①直接搬入ごみです。こちらも変更内容をご覧ください。

平成30年度から令和7年度までの削減率を用いて、令和8年度の目標値を導きだすと、幕別地域では平成28年度比で5.4%減（185g→175g）となります。

同様に忠類地域では3.3%減（180g→174g）となりますが、これまで共同処理する両組合で直接搬入ごみの受入料金に相違があり、有料の十勝圏に比べ、南十勝では無料としていることから、直接搬入ごみの比率が高い現状となっています。

このことから、令和4年度からの十勝圏での処理にあたり、これまでの直接搬入ごみの一部が計画収集ごみへ比率が移動することが見込まれます。このため、令和4年度以降の忠類地域のごみの発生量については、ごみの計画総量から、幕別地域の直接搬入比率を用いて目標値を算出しました。

この場合、忠類地域における目標年度の排出量は、平成28年度比で19.4%減（180g→145g）、幕別町全体では6.0%減（184g→173g）となります。

25ページをご覧ください。

①資源リサイクル率です。こちらも変更内容をご覧ください。

平成30年度から令和7年度までの削減率を用いて、令和8年度の目標値を導きだすと幕別地域では平成28年度比で1ポイント増（38%→39%）となります。

同様に忠類地域では2ポイント増（18%→20%）となりますが、分別の違いにより忠類地域の計画収集ごみ発生量の分別比率が変わることから、令和4年度以降の忠類地域のごみの発生量については、ごみの計画総量から、幕別地域の分別比率を用いて、資源ごみ目標値を算出したため、忠類地域における目標年度の資源リサイクル率は、平成28年度比で18ポイント増（18%→36%）、幕別町全体では2ポイント増（37%→39%）となります。

26、27ページは、先ほど説明いたしました資料6の表を改定稿としております。

以上大変雑駁ではございますが、議案第1号幕別町第2期ごみ処理基本計画の改定についての説明とさせていただきます。

矢野会長 説明が終わりましたので、議案第1号幕別町第2期ごみ処理基本計画の改定について質疑をお受けします。

矢野会長 それでは、議案第1号の質疑を以上で終わらせていただきます。

矢野会長 続きまして、次第の6、その他について事務局からありますか。

事務局(草野) 今後の予定についてご案内します

先ほど会長のお話のとおり、今回諮問された議案についてはお持ち帰りいただき、次回の審議会で意見を取りまとめ、原案を確定します。

その後パブリックコメントを経て、第3回審議会を開催し寄せられた意見について審議頂き修正したものを答申する流れとなります。

第2回審議会は、8月下旬を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、くりりんセンターの火災事故の件について情報提供致します。
令和3年1月より今月まで、くりりんセンターで7回もの出火事故が起きております。

今年に入って急激に火災件数が増えているとのことでした。
消防の調査によると出火原因は不明とされていますが、他の処理場での事例から考えると、リチウム電池等の小型充電式電池（小型バッテリー）が原因と考えられるとのことでした。

これらのものが、可燃ごみや不燃ごみに混入した場合、パッカー車で圧縮したときに発火したり、くりりんセンターに搬入後、大型破砕機により細かく碎かれる際に発火する事があります。

今回の出火により、各市町村の家庭ごみの搬入停止措置が取られ、受入時間が遅くなる影響がでました。

消火が速く設備等の被害が無かったため、翌日までの影響は無かったですが、設備等の損傷にまで被害が及んでいた場合には、家庭から排出されるごみの受入が数日間停止になる可能性はもとより、補修工事に要する費用が各市町村に求められる事となります。

バッテリー類の不分別による事故が甚大な影響をおよぼすことから、構成市町村において、住民の方に再度分別の徹底について周知していく事としております。

幕別町でも、6月9日にごみ収集車で火災が起きております。幸いにも委託業者が、早期発見し対応処理が出来たため、ごみ袋1つのぼやで済みました。原因は不燃ごみに混入した使い捨てライターによる発火でした。

ごみカレンダー・広報・ホームページなどで、危険ごみの周知は行ってきたところですが、今後再発を防ぐため、分別の徹底の周知をしまいたいと考えております。

その他については以上でございます。

矢野会長 最後に、全体を通して質疑があればお受けいたします。

矢野会長 ないようですので、それでは、以上をもちまして、
令和2年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。
長時間に渡り、ご苦勞様でした。 14:30了